

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○森林組合法施行細則の一部を改正する規則.....（林業木材課）	19
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	22
○土地改良法による道営換地計画の決定.....（農業施設管理課）	23
○土地改良法による道営換地計画の変更決定.....（農業施設管理課）	23
○土地改良事業の工事の完了の届出.....（農業施設管理課）	23
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	23
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	24
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	24
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	24
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	24
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	25
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定.....	26
○土地収用法による審理の開始通知書の公示による通知.....	27
規 則	
森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年11月13日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第106号 森林組合法施行細則の一部を改正する規則 森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。 第4条の次に次の1条を加える。 （検査役の選任の申立て等）	

第4条の2 法第12条の規定により知事の権限とされた信託法（平成18年法律第108号）第46条第1項、第57条第2項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）、第58条第4項（同法第70条（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第134条第2項及び第141条第2項において準用する場合を含む。）、第62条第4項（同法第135条第1項及び第142条第1項において準用する場合を含む。）、第63条第1項、第64条第6項（同法第74条第6項において準用する場合を含む。）、第66条第2項ただし書若しくは第4項（これらの規定を同法第73条及び第74条第6項において準用する場合を含む。）、第74条第2項、第131条第4項、第150条第1項又は第165条第1項の規定による申立ては、別記第1号様式の2の申立書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- （1）理由書
- （2）信託行為の内容を示す書類
- （3）信託財産に係る登記事項証明書
- （4）申立人が利害関係人であるときは、これを証する書類
- （5）その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式の2（第4条の2関係）

その1

検査役選任申立書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長 ）

住 所
氏 名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

森林組合法第12条の規定に基づく信託法第46条第1項の規定により、検査役の選任を申し立てます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その2

受託者等辞任許可申立書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

受託者（信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託監督人、受益者代理人）を辞任したいので、森林組合法第12条の規定に基づく信託法（（第74条第6項において準用する同法）第70条（第134条第2項、第141条第2項）において準用する同法）第57条第2項の規定により、申し立てます。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その3

受託者等解任申立書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

森林組合法第12条の規定に基づく信託法（（第74条第6項において準用する同法）第70条（第134条第2項、第141条第2項）において準用する同法）第58条第4項の規定により、次の受託者（信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託監督人、受益者代理人）の解任を申し立てます。

記

受託者（信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託監督人、受益者代理人）の住所

及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その4

新受託者等選任申立書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

森林組合法第12条の規定に基づく信託法（第135条第1項（第142条第1項）において準用する同法）第62条第4項（第131条第4項）の規定により、新受託者（信託監督人、新信託監督人、新受益者代理人）の選任を申し立てます。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 申立人が利害関係人であるときは、これを証する書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

その5

信託財産管理命令等申立書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)

住 所

氏 名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

森林組合法第12条の規定に基づく信託法第63条第1項（第74条第2項）の規定により、
信託財産管理者（信託財産法人管理人）による管理を命ずる処分を申し立てます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 利害関係人であることを証する書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

その6

信託財産管理命令等登記抹消嘱託申立書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長 ）

住 所
氏 名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

森林組合法第12条の規定に基づく信託法（第74条第6項において準用する同法）第64
条第6項の規定により、信託財産管理命令（信託財産法人管理命令）の登記の抹消の嘱
託を申し立てます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その7

信託財産管理者等の権限に係る許可申立書

年 月 日

北海道知事 様

（ 支庁長 ）

住 所
氏 名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

信託財産管理者（受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人）としての権限行
使に関し、単独にその職務を行うこととしたい（その職務を分掌することとしたい、信
託法第66条第4項各号に掲げる行為の範囲を超える行為をしたい）ので、森林組合法第
12条の規定に基づく信託法（第73条（第74条第6項）において準用する同法）第66条第
2項ただし書（第4項）の規定により、申し立てます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌する許可を申し立てる場合は、す
べての信託財産管理者（受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人）が連名で
申し立てること。

その8

信託変更申立書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長 ）

住 所
氏 名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

森林組合法第12条の規定に基づく信託法第150条第1項の規定により、次の受託者に
係る信託の変更を命ずる処分を申し立てます。

記

受託者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その9

信託終了申立書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)

住 所

氏 名



〔 法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

森林組合法第12条の規定に基づく信託法第165条第1項の規定により、次の受託者に
係る信託の終了を命ずる処分を申し立てます。

記

受託者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に係る登記事項証明書
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浦河町土地改良区から、
次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19.10.27	理 事	尾 野 一 義	浦河郡浦河町字西舎115番地
同	同	同	中 山 重 雄	同 字姉茶30番地の 2
同	同	同	高 村 唯 三	同 字上絵笛105番地の 3
同	同	同	岡 崎 明 弘	同 字上向別91番地の 3
同	同	同	中 脇 博 史	同 字東幌別83番地
同	同	同	小 倉 義 夫	同 字西幌別215番地
同	同	同	佐々木 恵 一	同 字上杵臼63番地
同	同	同	中 村 勇 市	同 字上杵臼140番地の 1
同	同	同	熊 谷 哲 夫	同 字上杵臼470番地の 6
同	同	同	梅 田 和 義	同 荻伏町561番地の 1
同	同	同	中 山 育 雄	同 字野深364番地の74
同	同	同	日 向 雄 一	同 字野深364番地の10
同	同	同	狩 野 辰 夫	同 字東栄360番地の 2
同	同	同	高 橋 英 雄	同 字富里230番地の 8
同	同	監 事	駒 澤 利 幸	同 字西幌別172番地
同	同	同	市 川 正 人	同 字富里17番地
同	同	同	岸 本 敏 春	同 字野深288番地の 6
退 任	同 19.10.26	理 事	尾 野 一 義	同 字西舎115番地
同	同	同	中 山 重 雄	同 字姉茶30番地の 2
同	同	同	高 村 唯 三	同 字上絵笛105番地の 3
同	同	同	岡 崎 明 弘	同 字上向別91番地の 3
同	同	同	中 脇 博 史	同 字東幌別83番地
同	同	同	小 倉 義 夫	同 字西幌別215番地
同	同	同	佐々木 恵 一	同 字上杵臼63番地
同	同	同	中 村 勇 市	同 字上杵臼140番地の 1
同	同	同	熊 谷 哲 夫	同 字上杵臼470番地の 6
同	同	同	梅 田 和 義	同 荻伏町561番地の 1
同	同	同	中 山 育 雄	同 字野深364番地の74
同	同	同	日 向 雄 一	同 字野深364番地の10
同	同	同	狩 野 辰 夫	同 字東栄360番地の 2
同	同	同	高 橋 英 雄	同 字富里230番地の 8
同	同	監 事	駒 澤 利 幸	同 字西幌別172番地
同	同	同	市 川 正 人	同 字富里17番地
同	同	同	岸 本 敏 春	同 字野深288番地の 6

北海道告示第717号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、長沼町東長沼第2地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成19年11月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第718号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定により、富良野市東学田地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成19年11月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成19年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
む かわ 町	穂別稲里1	災害復旧〔農業用施設〕	平成19. 7.30
同	穂別稲里2	同	同

北海道告示第720号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 亀田郡七飯町字西大沼66の1・77（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡更別村字更別523の1・523の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第721号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町三豊268の8、273の4、273の5、273の7、287の11、287の12、290の8、290の10
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡標津町字薫別259の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第722号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
2(1) 解除予定保安林の所在場所 亀田郡七飯町字西大沼77の2（国有林）
(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域
- | 路線名及び縦覧場所 | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との重複区間 |
|------------------------|--|--------|--|--------------------|-----------|
| 旭川幌加内線
北海道旭川土木現業所 | 旭川市江丹別町国有林上川中部森林管理署129林班な小班地先から
旭川市江丹別町国有林上川中部森林管理署129林班な小班地先まで | 前
後 | 27.23mから
67.45mまで
27.23mから
81.38mまで | 120.00m
120.00m | —
— |
| 麓郷山部停車場線
北海道旭川土木現業所 | 富良野市字崩山268番地先から
富良野市字崩山7番1地先まで | 前
後 | 15.50mから
16.30mまで
15.50mから
27.50mまで | 448.00m
469.50m | —
— |

北海道告示第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成19年11月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 道路
2 都市計画を定めた土地の区域
- | 種 別 名 | 称 | 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
|-------|--------|--------|-------|--------------------|
| 幹線街路 | 3・4・3号 | 千代田丁末線 | 夕張市若菜 | 夕張市丁末
夕張市鹿の谷3丁目 |
- （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年11月13日

北海道網走支庁長 平 塚 努

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
除雪トラック 1台
交換契約により除雪ドーザ1台（5 t級、汎用プラウ付）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10 t級、6 × 6、A・G・1 W付）を当該契約の相手方から調達する。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成20年3月31日
- (4) 納 入 場 所 北海道網走土木現業所事業部事業課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年11月13日（火）から11月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和32年法律第178号）に規定する休日を除く、午前8時45分から午後5時30分まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
北海道網走土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道網走土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎3階1号会議室
（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成19年12月7日（金）午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量95グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道網走土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0708

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be purchased :

Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching variable snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1

B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., December 7, 2007.

C . Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Abasiri District Public Works Management Office, Kita 7-jo, Nisi 3-chome, Abasiri, Hokkaido, 093-8670 Japan.

Phone : 0152-41-0708

北海道胆振支庁告示第53号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年11月13日

北海道胆振支庁長 大 杉 定 通

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピューターの賃貸借（88台分） 一式（1月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成19年10月30日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 大丸藤井株式会社

(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

334,400円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年9月18日付け北海道胆振支庁告示第44号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 室蘭市幸町 9 番11号						北海道収用委員会会長 川 村 昭 範 1 事 件 名 平成19年（収）第7号一般国道228号改築工事（函館茂辺地道路・北斗市矢不来地内） 収用事件 2 起業者の名称 国土交通大臣 3 事業の種類 一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「函館茂辺地道路」・北斗市館野地内から 同市茂辺地地内まで）及びこれに伴う市道付替工事 4 裁決手続開始を決定する土地																																																																																		
道 収 用 委 員 会 告 示 北海道収用委員会告示第18号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を 決定したので、次のとおり公告する。 平成19年11月13日																																																																																								
<table><tr><th colspan="5">裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地</th><th colspan="2">土 地 所 有 者</th><th colspan="4">土地に関して権利を有する関係人</th></tr><tr><th rowspan="2">所 在 地</th><th rowspan="2">番 地</th><th rowspan="2">目 的 地</th><th rowspan="2">登記記録上 の 地 積 （㎡）</th><th rowspan="2">実測地積 （㎡）</th><th rowspan="2">収用しよう とする土地 の面積（㎡）</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th rowspan="2">氏 名</th><th rowspan="2">住 所</th><th colspan="2">権 利 の 表 示</th></tr><tr><th>受付年月日 ・受付番号</th><th>種 類</th></tr><tr><td>北斗市矢不来</td><td>371番</td><td>山 林</td><td>549</td><td>549.89</td><td>123.18</td><td colspan="2">別紙のとおり。 なお、不明者は以下のとおり。 法定相続人山内誠一（本籍 札幌市中央区南十五条西十丁目 1240番地）並びに山内テツ、田中テイ、齋藤むめ及び齋藤トキ の戸籍上の不明者</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>						裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地					土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人				所 在 地	番 地	目 的 地	登記記録上 の 地 積 （㎡）	実測地積 （㎡）	収用しよう とする土地 の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示		受付年月日 ・受付番号	種 類	北斗市矢不来	371番	山 林	549	549.89	123.18	別紙のとおり。 なお、不明者は以下のとおり。 法定相続人山内誠一（本籍 札幌市中央区南十五条西十丁目 1240番地）並びに山内テツ、田中テイ、齋藤むめ及び齋藤トキ の戸籍上の不明者		なし	なし	なし	なし	5 裁決手続開始決定の日 平成19年11月2日 別紙 不明。 ただし、登記名義人（亡）藤巻長吉 法定相続人 不明。 ただし、判明している法定相続人。 <table><tr><th>氏 名</th><th>住 所</th></tr><tr><td>田 元 昭 子</td><td>札幌市手稲区前田4条4丁目1番13号</td></tr><tr><td>松 田 卓 也</td><td>札幌市中央区南18条西15丁目1番5号 伏見ハイツK-201号</td></tr><tr><td>山 内 重 代</td><td>札幌市西区西野7条5丁目1番8号</td></tr><tr><td>山 内 英 博</td><td>札幌市西区西野7条5丁目1番8号</td></tr><tr><td>小 西 裕 子</td><td>札幌市北区太平9条6丁目5番16号</td></tr><tr><td>小 河 裕 子</td><td>千葉県柏市大津ヶ丘2丁目3番11</td></tr><tr><td>近 藤 か つ</td><td>札幌市中央区南12条西15丁目4番25-402号</td></tr></table> <table><tr><td>星 山 富 子</td><td>根室市西浜町7丁目100番地</td></tr><tr><td>山 形 佐知子</td><td>札幌市豊平区平岸2条8丁目5番62-601号</td></tr><tr><td>能 瀬 敏 夫</td><td>千葉県柏市東中新宿4丁目6番30号</td></tr><tr><td>山 内 保</td><td>釧路市千歳町1番20号</td></tr><tr><td>山 内 衛</td><td>札幌市北区新琴似3条5丁目2番10号</td></tr><tr><td>杉 本 瑤 子</td><td>札幌市手稲区手稲本町4条3丁目6番16号 レジデンス43-102号</td></tr><tr><td>山 内 豊</td><td>千葉県船橋市習志野台4丁目8番7-3号</td></tr><tr><td>菅 野 昭</td><td>愛知県春日井市八幡町137番地</td></tr><tr><td>石 西 正 治</td><td>東京都渋谷区代々木3丁目38番14-101号</td></tr><tr><td>船 木 み き</td><td>埼玉県川口市大字東本郷1382番地の1 マリリアネックス103号</td></tr><tr><td>吉 井 種 代</td><td>神奈川県横浜市緑区青砥町299番地8</td></tr><tr><td>齋 藤 ヒロ子</td><td>新潟県新潟市北区松浜みなと18番5号</td></tr></table>						氏 名	住 所	田 元 昭 子	札幌市手稲区前田4条4丁目1番13号	松 田 卓 也	札幌市中央区南18条西15丁目1番5号 伏見ハイツK-201号	山 内 重 代	札幌市西区西野7条5丁目1番8号	山 内 英 博	札幌市西区西野7条5丁目1番8号	小 西 裕 子	札幌市北区太平9条6丁目5番16号	小 河 裕 子	千葉県柏市大津ヶ丘2丁目3番11	近 藤 か つ	札幌市中央区南12条西15丁目4番25-402号	星 山 富 子	根室市西浜町7丁目100番地	山 形 佐知子	札幌市豊平区平岸2条8丁目5番62-601号	能 瀬 敏 夫	千葉県柏市東中新宿4丁目6番30号	山 内 保	釧路市千歳町1番20号	山 内 衛	札幌市北区新琴似3条5丁目2番10号	杉 本 瑤 子	札幌市手稲区手稲本町4条3丁目6番16号 レジデンス43-102号	山 内 豊	千葉県船橋市習志野台4丁目8番7-3号	菅 野 昭	愛知県春日井市八幡町137番地	石 西 正 治	東京都渋谷区代々木3丁目38番14-101号	船 木 み き	埼玉県川口市大字東本郷1382番地の1 マリリアネックス103号	吉 井 種 代	神奈川県横浜市緑区青砥町299番地8	齋 藤 ヒロ子	新潟県新潟市北区松浜みなと18番5号
裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地					土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人																																																																																	
所 在 地	番 地	目 的 地	登記記録上 の 地 積 （㎡）	実測地積 （㎡）	収用しよう とする土地 の面積（㎡）	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示																																																																														
										受付年月日 ・受付番号	種 類																																																																													
北斗市矢不来	371番	山 林	549	549.89	123.18	別紙のとおり。 なお、不明者は以下のとおり。 法定相続人山内誠一（本籍 札幌市中央区南十五条西十丁目 1240番地）並びに山内テツ、田中テイ、齋藤むめ及び齋藤トキ の戸籍上の不明者		なし	なし	なし	なし																																																																													
氏 名	住 所																																																																																							
田 元 昭 子	札幌市手稲区前田4条4丁目1番13号																																																																																							
松 田 卓 也	札幌市中央区南18条西15丁目1番5号 伏見ハイツK-201号																																																																																							
山 内 重 代	札幌市西区西野7条5丁目1番8号																																																																																							
山 内 英 博	札幌市西区西野7条5丁目1番8号																																																																																							
小 西 裕 子	札幌市北区太平9条6丁目5番16号																																																																																							
小 河 裕 子	千葉県柏市大津ヶ丘2丁目3番11																																																																																							
近 藤 か つ	札幌市中央区南12条西15丁目4番25-402号																																																																																							
星 山 富 子	根室市西浜町7丁目100番地																																																																																							
山 形 佐知子	札幌市豊平区平岸2条8丁目5番62-601号																																																																																							
能 瀬 敏 夫	千葉県柏市東中新宿4丁目6番30号																																																																																							
山 内 保	釧路市千歳町1番20号																																																																																							
山 内 衛	札幌市北区新琴似3条5丁目2番10号																																																																																							
杉 本 瑤 子	札幌市手稲区手稲本町4条3丁目6番16号 レジデンス43-102号																																																																																							
山 内 豊	千葉県船橋市習志野台4丁目8番7-3号																																																																																							
菅 野 昭	愛知県春日井市八幡町137番地																																																																																							
石 西 正 治	東京都渋谷区代々木3丁目38番14-101号																																																																																							
船 木 み き	埼玉県川口市大字東本郷1382番地の1 マリリアネックス103号																																																																																							
吉 井 種 代	神奈川県横浜市緑区青砥町299番地8																																																																																							
齋 藤 ヒロ子	新潟県新潟市北区松浜みなと18番5号																																																																																							

齋藤光平	新潟県新潟市北区松浜みなと18番5号
齋藤和平	新潟県新潟市中央区女池北1丁目23番5号
葛城繁夫	神奈川県藤沢市大鋸3丁目11番16号
永島千枝子	神奈川県茅ヶ崎市共恵1丁目13番39号
奥村公子	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4745番地5
栗林安吉	埼玉県川越市大字下新河岸70番地65
栗林三郎	埼玉県新座市栄一丁目8番18号
近藤利恵子	東京都西東京市緑町3丁目5番20－201号
葛城馨	神奈川県高座郡寒川町宮山1282番地1
小松祥子	神奈川県海老名市国分南四丁目22番61号
葛城明彦	神奈川県高座郡寒川町宮山1282番地1
鈴木啓子	静岡県周智郡森町天宮804番地
土戸健司	静岡県袋井市川会242番地
三浦雅子	岩見沢市春日町3丁目7番2号
遠藤健	札幌市白石区南郷通2丁目北1番12号
阿部妙子	千葉県柏市新富町1丁目5番11号
遠藤康	埼玉県春日部市増富243番地98
齋藤英子	札幌市豊平区月寒西4条7丁目3番25－401号
山内幹男	札幌市豊平区月寒東1条7丁目5番1－1104号
吉田秀雄	札幌市南区簾舞3条3丁目4番15号
山内京子	江別市野幌若葉町37番地の3
山内寛人	札幌市清田区美しが丘4条6丁目16番17号
山内将之	札幌市東区北16条東15丁目1番1－405号
喜藤初恵	秋田県秋田市八橋大沼町14番21号
山本和子	岩見沢市12条西5丁目1番地
若林武	札幌市東区北12条東9丁目3番18－902号
鶴岡怜子	稚内市こまどり4丁目6番1号
菅原信子	稚内市富岡2丁目29番1号

鹿内敏子	稚内市ノシャツプ2丁目1番9号
石田美雪	稚内市港3丁目4番7号
木村忠彦	稚内市栄1丁目21番7号
八木由美	稚内市緑4丁目6番27号
若林雅一	札幌市厚別区厚別西2条5丁目6番10号
若林和紀	神奈川県川崎市麻生区片平4丁目6番46号
若林光行	千葉県船橋市旭町3丁目22番8号

北海道収用委員会告示第19号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき、次の書類を北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してあるので、次の者は出頭の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成19年12月3日の経過をもって同項の規定に基づく通知があったものとみなされる。

平成19年11月13日

北海道収用委員会会長 川村昭範

- 書類の名称
審理の開始通知書（平成19年11月6日付北収第268号北海道収用委員会会長通知）
- 書類の交付を受けるべき者の住所及び氏名並びに収用しようとする土地の所在・地番

住 所	氏 名	収用しようとする土地の所在・地番
不明 ただし、土地の登記記録上の住所 東京都品川区上大崎二丁目15番3－401号	須永則江	北海道千歳市祝梅694番57
		北海道千歳市祝梅694番58
不明 ただし、土地の登記記録上の住所 恵庭市泉町20番地	門脇シゲ子	北海道千歳市祝梅1767番6 （分筆前地番）
不明 ただし、住民票上の最後の住所 千歳市北栄1丁目15番5－101号	舟見清二	

正 誤

○平成18年3月31日（号外第13号）

北海道人事委員会規則7－1109（北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

46 右 17

誤 同項第3号中

正 同条第3項中

○平成19年11月2日（第1921号）

北海道訓令第18号（北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

1 右 5

誤 第17号

正 第18号
